

番号	移動支援事業者記入欄		
	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	1 契約支給量	月	時間 分
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	

日中一時支援事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		年 月 日から		
		年 月 日まで		
2		年 月 日から		
		年 月 日まで		
3		年 月 日から		
		年 月 日まで		
4		年 月 日から		
		年 月 日まで		
5		年 月 日から		
		年 月 日まで		
6		年 月 日から		
		年 月 日まで		
7		年 月 日から		
		年 月 日まで		
8		年 月 日から		
		年 月 日まで		
9		年 月 日から		
		年 月 日まで		
10		年 月 日から		
		年 月 日まで		
11		年 月 日から		
		年 月 日まで		
12		年 月 日から		
		年 月 日まで		

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 地域生活支援事業を受けようとするときは、必ずこの証を地域生活支援事業所に提示してください。 3 地域生活支援事業を受けるときに支払う金額は、地域生活支援事業に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の1割です。ただし、負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 4 負担上限月額については、毎年利用者及び保護者の収入等に応じて決定し、所定の時期に、受給者証と認定に必要な関係書類を尾道市に提出してください。 5 支給決定期間を経過したときは地域生活支援事業の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、尾道市に受給者証を添えて、支給の再申請をしてください。 6 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。 7 地域生活支援事業受給者証の一面の記載事項に変更があった場合、14日以内に、受給者証を添えて尾道市にその旨を届け出てください。 8 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、尾道市にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて尾道市に届け出てください。 9 受給者証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに尾道市に返してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちに受給者証を尾道市に返してください。 11 不正に受給者証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 12 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。